

公立大学法人会津大学理事長の選考にかかる意向調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人会津大学理事長の選考に関する規程施行細則第4条第2項に基づく意向調査の実施について定めるものとする。

(課長等の職務)

第2条 総務予算課長及び短期大学事務室長（以下「課長等」という。）は、本要領で別に定めるもののほか、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 投票時間及び場所の決定
- (2) 投票用紙に印刷する理事長候補者の氏名の順序の決定及び投票用紙の作成
- (3) 投票所の設置
- (4) 投票及び開票の立会い
- (5) 意向調査結果の選考会議への報告
- (6) その他意向調査に必要な事項

(意向調査投票権者)

第3条 意向調査において、投票する資格を有する者（以下「意向調査投票権者」という。）は、第4条に定める意向調査の学内周知の開始日の前日現在において、法人の役員（監事を除く。）、大学の常勤の教員及び大学の常勤の職員である者とする。

2 前項における常勤とは、公立大学法人会津大学職員就業規則（平成18年4月1日規程第36号）第2条における常勤と同義とする。

(意向調査の学内周知)

第4条 課長等は、次の各号に定める事項を意向調査投票日10日前までに学内に周知しなければならない。

- (1) 投票日の日時及び場所、予備投票日の日時及び場所
- (2) 候補者の氏名及び略歴書
- (3) 理事長候補者の推薦理由及び推薦者名簿
- (4) 立候補者への賛同理由及び賛同者名簿
- (5) 候補者の所信表明書
- (6) その他必要な事項

2 前項の周知をするために、会津大学管理棟2階総務予算課の掲示板、研究棟前掲示板、研究棟1階SR LU向掲示板及び会津大学短期大学部南棟1階教員用掲示板の4か所に

において第4条第1項各号を掲示するとともに、掲示内容の概要について意向調査投票権者にメールにより知らせるものとする。

- 3 課長等は、理事長候補者が学内において所信表明演説会の開催を希望する場合には、日時場所の調整を行い、所信表明演説会の開催について協力するものとする。

(意向調査投票権者名簿)

第5条 課長等は、前条第1項の規程による周知の開始日までに、意向調査投票権者名簿を作成しなければならない。

(投票の方法)

第6条 意向調査の投票は、意向調査投票権者一人につき1票とし、記号式投票により行う。

- 2 投票用紙(様式第1号)は、投票の当日、課長等が意向調査投票権者と意向調査投票権者名簿を照合のうえこれを交付するものとする。
- 3 投票は、意向調査投票権者が投票所において、投票用紙に氏名が印刷された候補者のうち、その投票しようとするもの1名に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れる方法により投票するものとする。

(投票)

第7条 投票は、意向調査投票権者自らが投票日あるいは予備投票日に、投票所において所定の投票用紙により行わなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該投票は無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いない場合
 - (2) ○の記号以外の事項を記載した場合
 - (3) 記載事項が不明確な場合
 - (4) 一投票中に2名以上の候補者に対して○の記号を記載した場合
 - (5) 何らの記載のない場合
 - (6) どの候補者に○の記号を記載したか確認し難い場合

(投票箱の閉鎖)

第8条 課長等は、投票時間が終了したときは、その旨を告げて投票箱を閉鎖しなければならない。

(投票立会人)

第9条 課長等は、投票立会人として、大学の常勤の職員(理事長候補者及び理事長候補

者推薦者を除く。)のうちから会津大学及び会津大学短期大学部それぞれの投票所ごとに3名を選任し、常時2名以上を配置するものとする。

- 2 投票立会人は、投票に立会い、投票による意向調査が公正に執行されるよう努めなければならない。

(開票)

第10条 開票及び票数の計算は、課長等が投票日に投票箱を閉鎖した後、課長等が投票日の翌日にこれを行う。

- 2 前項の開票及び票数の計算を行う場所は1ヶ所とし、あらかじめ課長等が協議のうえ指定する。
- 3 開票は、それぞれの投票箱の投票用紙を混ぜ合わせた後に行うものとする。
- 4 開票に当たっては、各大学の理事長選考会議委員から1名を開票立会人とする。
- 5 投票の効力の決定は、課長等が協議のうえ第7条第2項の規定によりこれを行う。この場合において、投票の効力に疑義が生じたときは、前号に定める開票立会人の意見を聴くものとする。

(意向調査結果の選考会議への報告)

第11条 課長等は、投票による意向調査の結果を直近に開催される理事長選考会議に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、意向調査に必要な事項は課長等が協議のうえ定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月19日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、2018年4月1日から施行する。